

議案第41号

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する業務</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する業務</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。